

整備基準への適合（例示）

都市施設のうち特定都市施設について、その規模に応じて適用される遵守事項の例を、下表に示します。

I 整備基準の項目

- ・ 整備基準の項目は、規則で定めます。
- ・ 遵守事項は、「○印」がついている項目です。

(1) 建築物

都市施設				整備基準の項目																				
				特定都市施設																				
				1	2	3	4	5	6	7	8		9	10	11	12	13	14	15	16	17			
				移動円滑化経路等	出入口	廊下等 授乳場所等	階段	傾斜路	エレベーター及びその乗降ロビー	特殊な構造又は使用形態のエレベーター	便所 ベビーチェア	ベビーベッド	浴室又はシャワー室	宿泊施設の客室	観覧席・客席	敷地内の通路	駐車場	標識	案内設備	案内設備までの経路	公共的通路			
1	学校等施設	学校 (幼稚園を除く)	すべての規模	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		幼稚園	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			200㎡以上～1,000㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			200㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他これらに類する施設	すべての規模	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
6	物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			1,000㎡以上～5,000㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			500㎡以上～1,000㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			200㎡以上～500㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			200㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	卸売市場	卸売市場	2,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8	宿泊施設	(1)ホテル又は旅館	5,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			500㎡以上～5,000㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	その他の住宅	独立住宅	対象外																					

(2) 道路、公園、公共交通施設等

整備基準の項目は、すべて遵守事項として定めることを想定しています。

II 整備基準の項目の区分ごとの基準

- 1 基準は、整備基準の項目の区分ごとに定めることを想定しています。
- 2 整備基準のうち「遵守事項」は、「○印」がついている項目を定めることを想定しています。

整備基準の項目		項目の区分ごとの基準	
2	出入口		不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋外へ通ずる出入口（移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く。）の1以上は、次に掲げるものでなければならない。
			①幅は、85cm以上とすること。
			②戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
		○	(2) 移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
		○	①幅は、85cm以上とすること（②に掲げるもの並びにエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。）及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。
		○	②直接地上へ通ずる出入口の幅は、100cm以上とすること。
		○	③戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
3	廊下等	○	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。
			(1) " 若しくは " 。
		○	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
		○	②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。
			②階段の上下端に近接する廊下等の部分又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、"、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を敷設すること。
		○	ア. 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
		○	イ. 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
		○	ウ. 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
		○	(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
		○	①幅は、140cm以上とすること。
○	②戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		
○	③階段の下端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設すること。		
○	④授乳及びおむつ交換のできる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと。		